

議事の公開等について（案）

- 1 . 会議は原則公開とし、傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- 2 . 配付資料については、原則として公開する。
- 3 . 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
- 4 . 個別の事情に応じた、会議、配付資料若しくは議事録の一部又は全部を非公開にするか否かについての判断は、委員の意向を踏まえつつ、座長に一任するものとする。